

第三次東京都建築物  
安全安心実施計画

東京都

## 目 次

計画策定の目的	1
実施計画の目標	1
実施期間	1
各特定行政庁の目標	1
1 検査済証交付率の目標	1
（1） 現状	
（2） 目標設定	
2 中間検査受検率の目標	2
（1） 現状	
（2） 目標設定	
推進すべき施策	2
1 工事監理業務の適正化とその徹底	2
（1） 工事監理業務の適正化	
（2） 建築基準法に基づく行政手続によるチェックの徹底	
2 建築確認、中間検査及び完了検査の的確な実施	5
（1） 確認検査体制の強化・充実	
（2） 中間検査及び完了検査の的確な実施	
3 違反建築物対策の総合的な推進等	9
（1） 建築士等の処分の強化及び適正な業務の確保	
（2） 建築物の適切な維持管理	
4 建築物の適切な維持保全	12
（1） 定期報告制度の適切な運用	
5 情報提供及び連絡調整	14
（1） 消費者に対する確認検査、工事監理等に関する情報の提供	
（2） 建築手続等の広報・普及啓発	
計画のフォローアップ	15
1 実施細目の策定	
2 進行管理	
（別紙1）平成16年度の完了検査済証交付率	16
（別紙2）平成16年度の中間検査受検率	17
（別紙3）検査済証交付率及び中間検査受検率の目標	18
（別紙4）関係団体が独自に実施する施策	19
1 工事監理業務の適正化とその徹底	19
2 中間検査及び完了検査の的確な実施	21
3 違反建築物対策の総合的な推進等	24
4 建築物の適切な維持保全	25
5 情報提供及び連絡調整	26

## 第三次東京都建築物安全安心実施計画

### I 計画策定の目的

建築物の安全性の向上を図るためには、確認検査制度を確実に実施するなど、建築規制を適切に運用し、規制の実効性を確保することが必要である。このためには、完了検査による検査済証交付率を向上させ、また既存建築物の対策を充実させることが重要である。

これらを推進し、良好な住環境や建築物の安全性を確保していくためには、東京都、特定行政庁及び関係団体等が連携し、建築技術者及び一般消費者を普及啓発していくことが不可欠である。また、建築基準法の制度や申請手続等を周知し、建築の主体である建築主、設計・施工及び工事監理を行う建築技術者等並びに行政それぞれの役割を明確にする必要がある。

これまで、東京都、都内の特定行政庁、関係団体においては、「東京都建築物安全安心実施計画」（平成11年度から平成13年度まで）及び「第二次東京都建築物安全安心実施計画」（平成14年度から平成16年度まで）により、実施する施策とそのスケジュール及び連携体制等を具体的に定め、建築規制の実効性の確保に取り組み、その結果、検査済証交付率が大きく向上するなど着実な成果をあげてきた。

一方、平成17年末に起きた構造計算書偽装事件は、建築物の信頼性について深刻な不安を都民に与えており、建築物の安全性の検証が強く求められている。

今後は更なる実効性の確保のため、平成18年度から平成20年度までにおける「第三次東京都建築物安全安心実施計画」（以下「実施計画」という。）を定め、建築物の安全性を高めるものである。

### II 実施計画の目標

建築基準法の手続等の周知、工事監理の適正化、建築確認・中間及び完了検査の徹底、違反建築物対策の充実、建築物の適切な維持保全等により、建築物の適法性を確保することを目標とする。

#### 実施期間

平成18年度から平成20年度までの3か年を実施期間とし、施策を推進する。

### IV 各特定行政庁の目標

#### 1 検査済証交付率の目標

##### (1) 現状

「東京都建築物安全安心実施計画」の最終年度である平成13年度の検査済証交付率は、東京都平均で53.3%であり、「第2次東京都建築物安全安心実施計画」の最終年度である平成16年度は、71.0%であった（別紙1参照）。

これは、「東京都建築物安全安心実施計画」策定前の平成9年度の33.1%と比較して、平成13年度で20.2%、平成16年度で37.9%の向上である。

## (2) 目標設定

施策の推進に対する行政の内部努力を徹底するとともに、広く都民に行政の姿勢を示すため、実施計画に平成20年度の検査済証交付率の目標を定める。

目標は、各特定行政庁が平成16年度の検査済証交付率と執行体制等を勘案し設定する(別紙3参照)。目標設定にあたっては、以下の考え方に沿って目標を定める。

法第6条第1項第1号～第3号建築物の検査済証交付率目標と法第6条第1項第4号建築物の検査済証交付率目標を定める。

「第二次東京都建築物安全安心実施計画」における平成16年度の目標の達成度を勘案し、より高い目標を定める。

## 2 中間検査受検率の目標

### (1) 現状

平成13年度の中間検査受検率は、東京都平均で70.9%であり、平成16年度は79.6%であった。これは、8.7%の向上である。

また、地階を除く階数が3階以上、かつ、延べ面積500㎡を超える建築物については、84.3%、木造3階建て建築物については、83.5%であり、新たに中間検査対象となった地階を除く階数が3階以上、かつ、延べ面積500㎡以下の建築物については、61.0%であった(別紙2参照)。

新たに中間検査対象建築物となった建築物の受検率が低いことについては、小規模な建築物であること、検査に対する意識が低いことが主な原因と考えられる。

### (2) 目標設定

実施計画に、平成20年度の中間検査受検率の目標を定める。

目標は、各特定行政庁が平成16年度の受検率と執行体制等を勘案し設定する(別紙3参照)。目標設定にあたっては、以下の考え方に沿って目標を定める。

木造3階建て建築物及び新たに検査対象とした建築物については、平成16年度の目標の達成度を勘案し、より高い目標を設定する。

- 地階を除く階数が3階以上、かつ、延べ面積500㎡を超える建築物については、100%の中間検査受検率を目標とする。

## V 推進すべき施策

### 1 工事監理業務の適正化とその徹底

#### (1) 工事監理業務の適正化

建築工事における工事監理の重要性を建築主に周知するとともに、工事監理業務の適正化を図るため、工事監理者に対し、建築主への工事監理の委託内容の書面交付や工事監理報告書の提出の徹底を図る。また、書面による契約の促進により、工事監理契約の適正化を図る。

①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○確認申請時などにおいて建築主や建築技術者に対して、チラシ等により建築基準法第5条の4並びに建築士法第3条～第3条の3及び第24条の5について周知する。	特定行政庁、 建築関係団体、 消費者団体	実施中
○工事監理業務及び設計又は工事監理の委託内容の書面交付義務等について、定期的に講習会を開催する。	東京都、 特定行政庁、 建築関係団体	随時実施
○設計又は工事監理の委託内容の書面交付及び建築主に対する工事監理の報告の徹底を図るため、必要に応じ、事務所の立入検査を行う。	東京都	実施中

②関係団体が独自に推進する施策

<p>○関係団体が協力して設計・工事監理標準契約書及び約款の普及を図る。</p> <p>○団体又は事務所ごとに工事監理報告書の記入要領等を作成する。</p> <p>○設計又は工事監理の適正な契約の締結、委託内容の書面交付義務及び工事監理報告書の提出義務の会員等への周知徹底、遵守指導を行う。</p> <p>○賠償責任保険等への加入の推進を図る。</p>
--

(別紙4 1(1)参照)

(2) 建築基準法に基づく行政手続によるチェックの徹底

建築基準法に基づく確認及び検査等の際に、工事監理者の選任状況や工事監理の内容をチェックすることにより、適切な工事監理業務の実施を促す。

①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
<p>○確認済証の交付時点で確認申請書の工事監理者欄に工事監理者が定められていない場合は、工事監理者選任届の用紙を確認の副本に添付し、届出の徹底を図る。</p> <p>○工事監理者の選任のないものについて、工事着工予定日以後に現場パトロールや連絡等を行い、建築主に対して工事監理者選任の督促を行う。</p> <p>○建築基準法による確認済の表示(規則第68号様式)に、工事監理者を記載するよう指導する。</p> <p>○中間及び完了検査申請書第4面の工事監理の状況並びに建築工事施工計画報告書の記載内容を審査し、適正な工事監理の徹底を図る。</p> <p>○検査の際、工事監理者の現場検査立会いを求め、工事監理者の責任を明確にする。</p>	特定行政庁	実施中
<p>○工事監理者向け検査マニュアルを作成し、工事監理のあり方等を併せて周知する。</p>	東京都、 特定行政庁、 建築関係団体	実施中

## 2 建築確認、中間検査及び完了検査の的確な実施

### (1) 確認検査体制の強化・充実

構造計算書偽装事件では、複数の指定確認検査機関及び特定行政庁で偽装を見抜けなかったとの反省に立ち、建築確認体制の強化・充実を図る。

また、指定確認検査機関が円滑に確認検査業務を実施できるよう、行政庁と指定確認検査機関の連携体制の強化を図る。

#### ①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○構造計算適合性判定機関を指定し、構造審査体制を確立する。	東京都	平成19年度から実施(平成18年度から検討)
○構造審査マニュアルによる審査など、確認審査体制の確立を図る。	東京都 特定行政庁	順次実施
○指定確認検査機関への立ち入りを強化し、業務の適正化を図る。	東京都	随時実施
○日本建築行政会議(JCBO)と協力し、建築基準適合判定資格者の育成を図る。	東京都	平成19年度から実施
○指定確認検査機関の設立・育成を図る。	東京都	随時実施
○市の特定行政庁化を進める。	東京都	実施中
○東京都内で業務を行う指定確認検査機関との連絡会を定期的に開催する。	東京都、 特定行政庁、 指定確認検査機関	実施中

#### ②関係団体が独自に推進する施策

○指定確認検査機関の連絡会を定期的に開催し、確認検査業務の適正な執行と円滑な運営を図る。

(別紙4 2(1)参照)

(2) 中間検査及び完了検査の的確な実施

1) 中間検査の的確な実施

中間検査制度の実効性を確保するため、建築技術者等に対し、講習を行うとともに、建築主等に対し普及啓発を行い、受検を促す。

①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○中間検査の実施に向け、建築物の安全性の確保、工事監理の的確な実施、違反建築物発生の抑制に有効な特定工程を指定する。	特定行政庁(特別区を除く。)	実施中 見直し予定(中間検査特定工程)
○確認申請書副本に押印等により、中間検査対象建築物である旨の表示を行う。	特定行政庁	実施中
○確認申請書副本に中間検査手続についての案内及び中間検査申請書を添付する。		実施中
○特定工程工事終了予定日前に電話等で施工状況を確認し、中間検査の受検を促す。		実施中
○特定工程工事終了予定日を過ぎて検査申請のない建築物について督促を行う。		実施中
○建築基準法による確認済の表示(規則第68号様式)に、中間検査予定日を記載するよう指導し、中間検査に合格した場合は、合格した旨を表示する。		実施中
○中間検査制度の的確な実施に向け、検査手順、方法、書類の審査方法、合否判定の考え方等をまとめた中間検査実施マニュアルを策定する。	東京都、特定行政庁	実施中
○策定したマニュアルを基に行政担当者及び確認検査員を対象とした説明会を開催し、検査方法及び判断についての統一化を図る。	東京都	実施中
○関係団体との協力により、申請者、工事監理者及び工事施工者等建築技術者を対象に、中間検査制度についての講習会を開催する。	東京都、建築関係団体	随時実施

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○中間検査制度について区・市の広報等及び関係団体の会報等でPRを行う。	特定行政庁、 建築関係団体	実施中

②関係団体が独自に推進する施策

○中間検査制度の特定工程及び中間検査手続について周知し、遵守指導を行う。

(別紙4 2(2)1)参照)

2) 完了検査の的確な実施

検査済証の重要性をPRするとともに、建築主等に対し完了検査の受検の督促を行う。

①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○確認申請書に記載された工事完了予定日を過ぎて完了検査申請書が提出されていない物件について督促を行う。	特定行政庁	実施中
○完了検査申請率の低い建設業者等の情報の共有化を図るとともに、指導等を行う。		実施中
○確認申請書の副本に完了検査手続についての案内及び完了検査申請書を添付する。		実施中

②関係団体が独自に推進する施策

○完了検査申請等建築手続について周知し、遵守指導を行う。

(別紙4 2(2)2)参照)

### 3) 他制度との連携による検査済証取得の徹底

住宅関連制度等と連携し、検査済証の取得の徹底を図る。

#### ①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○関係部局との協議を行い、助成制度と連携した検査済証添付の条件化を要請する。	東京都、 特定行政庁	実施中
○不動産取引団体等と連携し、検査済証取得の向上を図る。	東京都、 特定行政庁、 関係団体	実施中

#### ②関係団体が独自に推進する施策

住宅金融公庫の融資の際に、検査済証取得を要件とする。

「フラット35」の工事検査に、検査済証取得を要件とする。

(別紙4 2(2)3)参照)

### 3 違反建築物対策の総合的な推進等

#### (1) 建築士等の処分の強化及び適正な業務の確保

関係部局との連携体制を整備し、建築士、建設業者、宅地建物取引業者等に対して、処分の強化を行い、適正な業務の確保に努める。

#### ①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
<p>○必要に応じ、特定行政庁と警察署の連絡調整会議を行い、告発を含めた連携体制の強化を図る。</p> <p>○告発案件の対応に関する研修を実施する。</p>	東京都、 特定行政庁、 警察	実施中  随時実施
<p>○建築行政、建設業行政及び不動産行政の連携強化を図る。</p>	東京都 特定行政庁 関係団体	実施中
<p>○建築基準法第9条の3の規定に基づき、当該命令に係る設計者、工事の請負人、宅地建物取引業者等を、これらの者を監督する大臣又は知事に通知することを徹底する。</p> <p><b>建築士及び建築士事務所の具体的処分事例を公表する。</b></p>	特定行政庁  東京都	実施中  随時実施
<p>○違反建築物となった物件に関与した建築士、建設業者等のリストアップを行い、必要に応じ、常習者等に対して指導を行う。</p>	特定行政庁	実施中

#### ②関係団体が独自に推進する施策

<p>○指定法人として建築士事務所に対する指導・研修を実施する。</p> <p>○建築主等からの苦情処理等を積極的に実施する。</p> <p>○建築士関係団体ごとの倫理規程の導入等による自立自浄の確立を図る。</p>
--

(別紙4 3(1)参照)

(2) 不適正な業務を行った建築士等のデータの整備

命令等の処分を受けた建築士等のデータを管理し、各特定行政庁間で情報を共有することにより、違反建築物摘発等への活用を図る。

①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○処分を受けた建築士等のデータ管理のため台帳整備を行う。	東京都、 特定行政庁	実施中
○特定行政庁間で違反常習者についての情報交換を行う。		実施中

(3) 違反建築物摘発の強化

既存建築物を含めた違反建築物の摘発及び是正に対する行政の執行体制を整備するとともに、違反是正について警察・消防・食品衛生行政等の関係部局との連携強化を図る。

①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○不適切な業務を行った建築士等のデータに基づく重点的な事務所への立入検査等を実施し、必要に応じ、この事務所の関与した物件リストを各所管特定行政庁に送付し、他の違反事例がないか検証を行う。	東京都	実施中
○関係部局との合同立入検査を、必要に応じて実施する。	特定行政庁、 警察、消防	実施中
○違反建築物に対する行政処分の事務手続を定めた、「違反建築物事務処理要領」を作成する。	東京都、 特定行政庁	平成14年度作成済 必要に応じて改訂 する。
○建築監視員の体制強化を図るとともに、建築監視員が工事停止命令などの命令を行った場合には是正命令を早急に発令するなどの支援体制を強化する。	特定行政庁	実施中
○違反の処分事例の情報について、特定行政庁間での共有化を図る。		実施中

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○電気、ガス、水道事業者等との連絡体制を整備し、違反建築物に対する供給保留等の措置について随時検討を行う。	東京都、 特定行政庁、 供給事業者	実施中
○中間・完了検査申請を行っていない建築物や違反建築物に関する情報について相互に連絡を行い、連携して遵法指導を行う。	特定行政庁、 消防	実施中
風俗店舗等の入居する小規模雑居ビルの安全性等の向上のため、警察・消防・食品衛生行政等の関係部局との連絡会を設け、連携強化を図る	東京都、 特定行政庁、 警察、消防、 食品衛生行政	実施中
○既存建築物に対する指導、取締り体制を確立する。	特定行政庁	実施中

## ②関係団体が独自に推進する施策

○違反のおそれのある建築物の情報の提供等、違反建築パトロールへの積極的な支援を行う。

(別紙4 3(2)参照)

#### 4 建築物の適切な維持保全

##### (1) 定期報告制度の適切な運用

関係機関と連携して、建築物を適正に維持するために重要である定期報告制度について、建築物所有者及び利用者に広く理解を得られるようPR等を行い、定期報告制度の適正な運用を図る。

##### ①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
定期報告済証の表示内容等を充実する。	東京都、 特定行政庁、 関係団体	実施中
定期報告制度について、ホームページやパンフレットを作成しPRを行う。		実施中
関係団体と連携し、定期報告制度のPRを行うとともに、所有者、管理者に対して定期報告を要請する。		実施中
建築物の耐震性の有無、アスベストの撤去の有無を定期報告制度の内容として閲覧できるようにするなど、閲覧制度の充実を図る。	特定行政庁	平成18年度実施予定
定期報告の未報告建築物等への督促等を強化する。	特定行政庁	実施中
定期報告で明らかになった不適合部分については、改善指示書等により、是正指導を行う。	特定行政庁	実施中

##### ②関係団体が独自に推進する施策

会報等により、定期報告制度について周知を図る。

(別紙4 4(1)参照)

(2) 建築物の適切な維持管理

建築物が適法に、また適切に維持管理されるよう、関係部局等と連携して建物所有者等に普及啓発、指導等を行う。

①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
建築物が適切に維持管理されるよう、建築物の管理業務の役割を担う不動産関係団体等との連携体制を整備する。	東京都、 特定行政庁、 関係団体	実施中
建築物の所有者、管理者等に対し、建築物を適正に維持管理するようPRを行う。		実施中

②関係団体が独自に推進する施策

建築物が適法に維持管理されるよう、所有者、管理者等に対し啓発を行う。
------------------------------------

(別紙4 4(2)参照)

## 5 情報提供及び連絡調整

### (1) 消費者に対する確認検査、工事監理等に関する情報の提供

書類の閲覧制度に基づき、建築物の確認検査等の手続の履歴、設計者、構造設計者、工事監理者等の情報の提供を行うことにより、消費者が建築物を購入する際などに建築物の質を適切に評価できるよう、市場のルール化を図る。

#### ①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○書類閲覧制度のための体制を整備し、閲覧制度に適切に対応する。	特定行政庁	実施中
○個々の建築物について、建築基準法第9条に基づく処分の概要を閲覧に供する。		実施中
○建築基準法第9条第1項及び第10項の規定に基づく命令を行った場合、その情報を、インターネットのホームページで公示する。		実施中

### (2) 建築手続等の広報・普及啓発

一般消費者にはなじみの薄い建築基準法に基づく各種手続について、関係団体と連携し積極的に普及啓発を行うことにより、建築規制の実効性の確保を図る。

#### ①東京都、特定行政庁が主体となって推進する施策及び関係団体と連携して推進する施策

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○建築基準法改正の概要と運用について、関係団体と協力し、設計者、工事監理者、施工者、行政職員、指定確認検査機関等を対象に講習会を開催する。	東京都、 特定行政庁、 関係団体	実施中
○建築基準法手続の流れについて、チラシ等を作成し、確認時に副本に添付し、また、関係団体より会員等に配布する。		実施中
○「第三次東京都建築物安全安心実施計画」の内容等について、関係団体と協力して講習会を行い、周知徹底を図るとともに、理解と協力を求める。	東京都、 関係団体	平成18年度から 実施

実施する施策	推進主体	実施スケジュール
○建築基準法の概要及び運用について、インターネットのホームページ、パンフレット等により、周知する。	東京都、 特定行政庁	実施中
○インターネットのホームページ等を活用し、広報、普及啓発に努める。	特定行政庁、 建築関係団体	実施中

## ②関係団体が独自に推進する施策

○一般向けの相談窓口の設置等により建築手続、工事監理の必要性や内容、適正な契約の締結に関する広報、普及啓発に努める。

(別紙4 5(1)参照)

## VI 計画のフォローアップ

### 1 実施細目の策定

実施計画を的確に実施し、建築物の安全性を確保するためには、東京都、特定行政庁、関係団体等が実施すべき施策を連携し、計画的に推進することが重要である。

このため、実施計画に掲げる施策の実施に係る詳細を実施細目に定め、これに基づき施策を推進する。このことにより、特定行政庁間での推進体制のばらつきを調整するとともに関係部局や関係団体との連携体制を整備し、施策の円滑な推進を図る。

### 2 進行管理

実施計画を着実に推進するため、施策の進行管理を年度ごとに行う。進行管理は、東京都が各年度末に各特定行政庁、関係団体及び都自らの実施計画の進捗状況を調査し、必要に応じて実施計画及び実施細目の見直しを行う。

また、実施期間終了後は、実施計画及び進捗状況の総点検を行い、必要に応じて新たな計画を策定する。

(別紙1)

平成16年度の完了検査済証交付率

平成18年3月31日現在

	行民比					確認済証交付件数(A)					工事完了件数(B)					検査済証交付件数(C)					検査済証交付率(C/B)						
	1号	2号	3号	4号	全体	1号	2号	3号	4号	全体	1号	2号	3号	4号	全体	1号	2号	3号	4号	全体	1号	2号	3号	4号	1-3号	4号	全体
東京都	1,183	274	1,365	9,672	12,494	1,066	260	1,290	9,430	12,046	640	139	917	6,349	8,045	60.0%	53.5%	71.1%	67.3%	64.8%	60.0%	53.5%	71.1%	67.3%	64.8%	67.3%	66.8%
千代田区	74	0	50	8	132	67	0	45	8	120	85	1	36	6	107	97.0%	-	80.0%	75.0%	90.2%	97.0%	-	80.0%	75.0%	90.2%	89.2%	
中央区	150	1	77	13	241	134	1	76	13	224	85	1	45	10	141	63.4%	100.0%	59.2%	76.9%	62.1%	63.4%	100.0%	59.2%	76.9%	62.1%	62.9%	
港区	184	55	182	36	457	184	55	180	36	455	128	37	104	19	288	69.6%	67.3%	57.8%	52.8%	64.2%	69.6%	67.3%	57.8%	52.8%	64.2%	63.3%	
新宿区	224	201	191	125	741	199	198	177	121	695	167	161	129	74	531	83.9%	81.3%	72.9%	61.2%	79.6%	83.9%	81.3%	72.9%	61.2%	79.6%	76.4%	
文京区	132	232	152	80	596	125	225	146	75	571	96	173	108	38	415	76.8%	76.9%	74.0%	50.7%	76.0%	76.8%	76.9%	74.0%	50.7%	76.0%	72.7%	
台東区	156	226	149	74	605	149	36	146	73	404	73	28	91	41	233	49.0%	77.8%	62.3%	56.2%	58.0%	49.0%	77.8%	62.3%	56.2%	58.0%	57.7%	
北区	157	336	147	207	847	145	327	143	197	812	101	276	102	109	588	69.7%	84.4%	71.3%	55.3%	77.9%	69.7%	84.4%	71.3%	55.3%	77.9%	72.4%	
荒川区	103	267	104	100	574	100	257	101	96	554	67	207	68	37	379	67.0%	80.5%	67.3%	38.5%	74.7%	67.0%	80.5%	67.3%	38.5%	74.7%	68.4%	
品川区	237	420	233	168	1,058	237	420	233	168	1,058	168	318	151	98	735	70.9%	75.7%	64.8%	58.3%	71.6%	70.9%	75.7%	64.8%	58.3%	71.6%	69.5%	
目黒区	207	276	359	256	1,098	203	267	348	251	1,069	140	176	207	128	651	69.0%	65.9%	59.5%	51.0%	63.9%	69.0%	65.9%	59.5%	51.0%	63.9%	60.9%	
大田区	414	922	692	774	2,802	401	888	671	734	2,694	304	744	467	489	2,004	75.8%	83.8%	69.6%	66.6%	77.3%	75.8%	83.8%	69.6%	66.6%	77.3%	74.4%	
世田谷区	580	670	1,017	1,611	3,878	555	657	997	1,562	3,771	427	508	633	1,052	2,620	76.9%	77.3%	63.5%	67.3%	71.0%	76.9%	77.3%	63.5%	67.3%	71.0%	69.5%	
渋谷区	274	193	207	83	757	267	189	202	81	739	192	159	130	55	536	71.9%	84.1%	64.4%	67.9%	73.1%	71.9%	84.1%	64.4%	67.9%	73.1%	72.5%	
中野区	247	215	201	389	1,052	246	215	201	389	1,051	202	171	146	272	791	82.1%	79.5%	72.6%	69.9%	78.4%	82.1%	79.5%	72.6%	69.9%	78.4%	75.3%	
杉並区	333	198	488	1,420	2,439	333	198	488	1,420	2,439	256	157	369	1,030	1,812	76.9%	79.3%	75.6%	72.5%	76.7%	76.9%	79.3%	75.6%	72.5%	76.7%	74.3%	
豊島区	208	260	147	140	755	194	250	136	136	716	154	211	94	84	543	79.4%	84.4%	69.1%	61.8%	79.1%	79.4%	84.4%	69.1%	61.8%	79.1%	75.8%	
板橋区	292	825	240	502	1,859	287	798	234	488	1,807	215	672	151	298	1,336	74.9%	84.2%	64.5%	61.1%	78.7%	74.9%	84.2%	64.5%	61.1%	78.7%	73.9%	
練馬区	458	271	427	2,117	3,273	450	267	424	2,058	3,199	343	204	338	1,548	2,433	76.2%	76.4%	79.7%	75.2%	77.6%	76.2%	76.4%	79.7%	75.2%	77.6%	76.1%	
豊田区	168	156	219	160	703	149	154	217	156	676	123	114	147	84	468	82.6%	74.0%	67.7%	53.8%	73.8%	82.6%	74.0%	67.7%	53.8%	73.8%	69.2%	
江東区	167	261	224	153	805	114	261	215	153	743	82	190	135	93	500	71.9%	72.8%	62.8%	60.8%	69.0%	71.9%	72.8%	62.8%	60.8%	69.0%	67.3%	
足立区	278	586	397	1,562	2,823	264	573	387	1,527	2,751	153	432	224	996	1,805	58.0%	75.4%	57.9%	65.2%	66.1%	58.0%	75.4%	57.9%	65.2%	66.1%	65.6%	
葛飾区	199	612	225	1,068	2,104	195	603	223	750	1,771	160	485	170	690	1,505	82.1%	80.4%	76.2%	92.0%	79.8%	82.1%	80.4%	76.2%	92.0%	79.8%	85.0%	
江戸川区	328	1,024	329	1,025	2,706	328	1,024	329	1,025	2,706	230	478	215	477	1,400	70.1%	46.7%	65.3%	46.5%	54.9%	70.1%	46.7%	65.3%	46.5%	54.9%	51.7%	
八王子市	238	48	480	3,129	3,895	237	48	480	3,129	3,894	175	33	397	2,370	2,975	73.8%	68.8%	82.7%	75.7%	79.1%	73.8%	68.8%	82.7%	75.7%	79.1%	76.4%	
立川市	93	61	142	679	975	82	58	138	657	935	57	27	84	424	592	69.5%	46.6%	60.9%	64.5%	60.4%	69.5%	46.6%	60.9%	64.5%	60.4%	63.3%	
武蔵野市	102	43	130	396	671	95	37	126	385	643	73	22	82	291	468	76.8%	59.5%	65.1%	75.6%	68.6%	76.8%	59.5%	65.1%	75.6%	68.6%	72.8%	
三鷹市	107	44	95	595	841	104	43	94	584	825	80	35	57	453	625	76.9%	81.4%	60.6%	77.6%	71.4%	76.9%	81.4%	60.6%	77.6%	71.4%	75.8%	
府中市	102	50	142	696	990	93	45	128	540	806	70	37	114	476	697	75.3%	82.2%	89.1%	88.1%	83.1%	75.3%	82.2%	89.1%	88.1%	83.1%	86.5%	
調布市	123	51	164	785	1,123	122	47	160	758	1,087	90	46	121	586	843	73.8%	97.9%	75.6%	77.3%	78.1%	73.8%	97.9%	75.6%	77.3%	78.1%	77.6%	
町田市	168	28	439	2,555	3,190	168	28	439	2,555	3,190	122	23	351	1,994	2,490	72.6%	82.1%	80.0%	78.0%	78.1%	72.6%	82.1%	80.0%	78.0%	78.1%	78.1%	
日野市	104	9	161	818	1,092	101	9	157	813	1,080	83	7	129	629	848	82.2%	77.8%	82.2%	77.4%	82.0%	82.2%	77.8%	82.2%	77.4%	82.0%	77.4%	78.5%
東京都計：行	2,176	2,783	2,615	16,977	24,551	2,094	2,722	2,517	16,451	23,784	1,072	1,613	1,164	9,583	13,432	51.2%	59.3%	46.2%	58.3%	52.5%	51.2%	59.3%	46.2%	58.3%	52.5%	58.3%	56.5%
東京都計：民	5,614	5,842	6,960	14,419	32,835	5,300	5,716	6,814	13,917	31,747	4,249	4,658	5,348	11,717	25,972	80.2%	81.5%	78.5%	84.2%	79.9%	80.2%	81.5%	78.5%	84.2%	79.9%	84.2%	81.8%
東京都総計	7,790	8,625	9,575	31,396	57,386	7,394	8,438	9,331	30,368	55,531	5,321	6,271	6,512	21,300	39,404	72.0%	74.3%	69.8%	70.1%	71.9%	72.0%	74.3%	69.8%	70.1%	71.9%	71.0%	

行：行政庁 民：民間確認検査機関

行民比は確認済証交付件数比

## 平成16年度の中間検査受検率

平成18年3月31日現在

行民比	中間検査対象建築物確認件数(A)			特定工事終了件数(B)			中間検査受検件数(C)				中間検査受検率(C/B)						
	木造3階以上	3階/500㎡以下	全体	木造3階	3階/500㎡以上	3階/500㎡以下	全体	木造3階	3階/500㎡以上	3階/500㎡以下	3階/500㎡以下を除外合計	全体	木造3階	3階/500㎡以上	3階/500㎡以下		
東京都	262	420	214	896	232	319	184	735	169	259	70	498	72.8%	81.2%	38.0%	77.7%	67.8%
千代田区	0	69	34	103	0	69	34	103	0	67	18	85	-	97.1%	52.9%	97.1%	92.5%
中央区	1	93	60	154	1	84	60	145	1	83	37	121	100.0%	98.8%	61.7%	98.8%	83.4%
港区	59	150	73	282	59	150	73	282	50	136	53	239	84.7%	90.7%	72.6%	89.0%	84.8%
新宿区	206	119	110	435	203	115	105	423	177	110	83	370	87.2%	95.7%	79.0%	90.3%	87.5%
文京区	231	241	4	476	231	241	4	476	185	156	2	343	80.1%	64.7%	50.0%	72.2%	72.1%
台東区	36	101	115	252	36	100	115	251	34	62	66	162	94.4%	62.0%	57.4%	70.6%	64.5%
北区	331	52	94	477	323	49	93	465	300	47	79	426	92.9%	95.9%	84.9%	93.3%	91.6%
荒川区	270	43	121	434	259	41	118	418	217	35	45	297	83.8%	85.4%	38.1%	84.0%	71.1%
品川区	424	101	111	636	424	101	111	636	410	98	95	603	96.7%	97.0%	85.6%	96.8%	94.8%
目黒区	316	90	103	509	306	90	103	499	259	74	58	391	84.6%	82.2%	56.3%	84.1%	78.4%
大田区	839	177	152	1,168	837	177	152	1,166	566	85	84	735	67.6%	48.0%	55.3%	64.2%	63.0%
世田谷区	725	171	0	896	664	155	0	819	601	154	0	755	90.5%	99.4%	-	92.2%	92.2%
渋谷区	193	163	165	521	185	157	105	447	171	134	90	395	92.4%	85.4%	85.7%	89.2%	88.4%
中野区	215	74	102	391	215	73	102	390	177	62	72	311	82.3%	84.9%	70.6%	83.0%	79.7%
杉並区	248	88	110	446	248	88	110	446	201	78	63	342	81.0%	88.6%	57.3%	83.0%	76.7%
豊島区	248	62	113	423	238	62	109	409	227	57	82	366	95.4%	91.9%	75.2%	94.7%	89.5%
板橋区	826	102	100	1,028	798	101	97	996	724	90	72	886	90.7%	89.1%	74.2%	90.5%	89.0%
練馬区	281	128	133	542	277	125	132	534	236	119	88	443	85.2%	95.2%	66.7%	88.3%	83.0%
墨田区	146	82	121	349	146	82	121	349	130	79	100	309	89.0%	96.3%	82.6%	91.7%	88.5%
江東区	208	56	103	367	208	56	102	366	194	47	45	286	93.3%	83.9%	44.1%	91.3%	78.1%
足立区	582	48	152	782	569	47	147	763	495	37	78	610	87.0%	78.7%	53.1%	86.4%	79.9%
葛飾区	602	43	63	708	559	33	55	647	506	31	50	587	90.5%	93.9%	90.9%	90.7%	90.7%
江戸川区	1,031	122	267	1,420	1,031	122	267	1,420	684	102	90	876	66.3%	83.6%	33.7%	68.2%	61.7%
八王子市	46	61	0	107	46	61	0	107	36	53	0	89	78.3%	86.9%	-	83.2%	83.2%
立川市	59	39	0	98	56	37	0	93	38	30	0	68	67.9%	81.1%	-	73.1%	73.1%
武蔵野市	40	35	0	75	37	35	0	72	35	34	0	69	94.6%	97.1%	-	95.8%	95.8%
三鷹市	40	21	0	61	40	20	0	60	35	20	0	55	87.5%	100.0%	-	91.7%	91.7%
府中市	54	30	0	84	46	30	0	76	46	30	0	76	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%
調布市	58	28	13	99	54	28	13	95	49	25	9	83	90.7%	89.3%	69.2%	90.2%	87.4%
町田市	30	37	9	76	29	37	9	75	29	37	9	75	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
日野市	7	21	0	28	7	21	0	28	6	18	0	24	85.7%	85.7%	-	85.7%	85.7%
東京都計：行	2,764	520	901	4,185	2,650	475	875	4,000	1,997	378	489	2,864	75.4%	79.6%	55.9%	76.0%	71.6%
東京都計：民	5,850	2,547	1,741	10,138	5,714	2,431	1,646	9,791	4,991	2,071	1,049	8,111	87.3%	85.2%	63.7%	86.7%	82.8%
東京都総計	8,614	3,067	2,642	14,323	8,364	2,906	2,521	13,791	6,988	2,449	1,538	10,975	83.5%	84.3%	61.0%	83.7%	79.6%

行：行政 民：民間確認検査機関  
 行民比は、中間検査対象建築物確認件数比

(別紙3)

## 検査済証交付率及び中間検査受検率の目標

	平成16年度の検査済証交付率		平成20年度の検査済証交付率の目標		平成16年度の中間検査受検率		平成20年度の中間検査受検率の目標	
	6条1項1号～3号の建築物	6条1項4号の建築物	6条1項1号～3号の建築物	6条1項4号の建築物	木造3階建て建築物	3階かつ500㎡を超える建築物	木造3階建て建築物	3階かつ500㎡を超える建築物
東京都(区、島しょ) " (多摩地域) ※	64.8%	67.3%	90.0%	50.0%	72.8%	81.2%	100.0%	100.0%
千代田区	90.2%	75.0%	80.0%	80.0%	-	100.0%	100.0%	100.0%
中央区	62.1%	76.9%	100.0%	95.0%	100.0%	98.8%	100.0%	100.0%
港区	64.2%	52.8%	75.0%	60.0%	84.7%	90.7%	100.0%	100.0%
新宿区	79.6%	61.2%	80.0%	80.0%	87.2%	95.7%	100.0%	90.0%
文京区	76.0%	50.7%	75.0%	85.0%	80.1%	64.7%	100.0%	90.0%
台東区	58.0%	56.2%	100.0%	100.0%	94.4%	62.0%	100.0%	100.0%
北区	77.9%	55.3%	85.0%	65.0%	92.9%	95.9%	100.0%	90.0%
荒川区	74.7%	38.5%	80.0%	70.0%	83.8%	85.4%	100.0%	100.0%
品川区	71.6%	58.3%	90.0%	75.0%	96.7%	97.0%	100.0%	95.0%
目黒区	63.9%	51.0%	75.0%	75.0%	84.6%	82.2%	100.0%	75.0%
大田区	77.3%	66.6%	90.0%	90.0%	67.6%	48.0%	100.0%	100.0%
世田谷区	71.0%	67.3%	90.0%	90.0%	90.5%	99.4%	100.0%	90.0%
渋谷区	73.1%	67.9%	75.0%	65.0%	92.4%	85.4%	100.0%	100.0%
中野区	78.4%	69.9%	90.0%	85.0%	82.3%	84.9%	85.0%	80.0%
杉並区	76.7%	72.5%	85.0%	80.0%	81.0%	88.6%	90.0%	70.0%
豊島区	79.1%	61.8%	85.0%	70.0%	95.4%	91.9%	100.0%	85.0%
板橋区	78.7%	61.1%	80.0%	70.0%	90.7%	89.1%	100.0%	80.0%
練馬区	77.6%	75.2%	100.0%	100.0%	85.2%	95.2%	100.0%	100.0%
墨田区	73.8%	53.8%	100.0%	100.0%	89.0%	96.3%	100.0%	100.0%
江東区	69.0%	60.8%	100.0%	100.0%	93.3%	83.9%	100.0%	100.0%
足立区	66.1%	65.2%	80.0%	70.0%	87.0%	78.7%	90.0%	60.0%
葛飾区	79.8%	92.0%	90.0%	90.0%	90.5%	93.9%	100.0%	100.0%
江戸川区	54.9%	46.5%	85.0%	75.0%	66.3%	83.6%	100.0%	80.0%
八王子市	79.1%	75.7%	100.0%	100.0%	78.3%	86.9%	100.0%	-
立川市	60.4%	64.5%	75.0%	80.0%	67.9%	81.1%	100.0%	-
武蔵野市	68.6%	75.6%	100.0%	100.0%	94.6%	97.1%	100.0%	-
三鷹市	71.4%	77.6%	90.0%	90.0%	87.5%	100.0%	100.0%	-
府中市	83.1%	88.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
調布市	78.1%	77.3%	90.0%	80.0%	90.7%	89.3%	100.0%	100.0%
町田市	78.1%	78.0%	85.0%	85.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
日野市	82.0%	77.4%	70.0%	60.0%	85.7%	85.7%	90.0%	-

※東京都は、平成20年度目標から、(区、島しょ)と(多摩地域)それぞれの目標を設定することとした。  
(東京都は、建築主事を置かない市町村(多摩地域、島しょ)、区部で1万㎡を超える建築物などを所管している。)

(別紙4)

関係団体が独自に実施する施策

1 工事監理業務の適正化とその徹底

(1) 工事監理業務の適正化

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)東京都建築士事務所協会	○平成11年度に策定した、四会連合協定による「建築監理業務委託契約書」、「建築監理業務委託契約約款」及び「建築監理業務委託書」の普及を図る(四会:日本建築士事務所協会連合会、日本建築士会連合会、日本建築家協会、建築業協会)。	実施中
	○「紛争予防の手引き(既刊)」の書式要領にて適正な工事監理報告書の記入方法について普及を図る。	実施中
	○適正な工事監理業務について、ファックスニュース、会報に掲載し、会員へ周知する。	随時実施
	○実務講習会に四会連合協定による新約款の内容紹介を組み込む。	実施中
	○工事監理業務の重要性について、管理建築士及び開設者に対して管理講習会や実務講習会等で説明する。	毎年1回開催
	○賠償責任保険への加入について各講習会でPRする。	実施中
(社)東京建築士会	○日本建築士会連合会策定の工事監理報告書記入要領の周知に努める。	継続実施
	○適正な工事監理及び賠償責任保険の加入について、広報等で周知徹底を図る。	随時実施
	○工事監理業務に関わる講習会等を必要に応じて実施する。	随時実施

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	<p>○平成11年度に策定した、四会連合協定による「建築監理業務委託契約書」、「建築監理業務委託契約約款」及び「建築監理業務委託書」を普及する(四会:日本建築士事務所協会連合会、日本建築士会連合会、日本建築家協会、建築業協会)。</p> <p>○適正な工事監理業務について、会報にて会員に周知徹底を図る。</p> <p>○JIA業務用書式に適正な契約の締結、委託内容の書面交付義務及び工事監理報告書の提出義務等の内容を盛り込む。</p> <p>○工事監理業務に係る実務セミナーを開催するとともに、会報等にて、工事監理業務についてのPRに努め、会員の資質の向上を図る。</p> <p>○賠償責任保険等への加入につき、会報に掲載し、啓蒙を図る。</p> <p>○ケーススタディーに関する実務セミナー等を企画し、実務への反映を図る。</p>	<p>継続して実施</p> <p>随時実施</p> <p>実施中</p> <p>随時実施</p> <p>実施中</p> <p>随時実施</p>
(社)日本建築構造技術者協会	<p>○「JSCA規準 建築構造監理指針」に工事監理報告書の記入要領を作成し、提出義務を規定する。</p> <p>○会員の倫理規程に「文書に基づく契約」の条項を盛り込む。</p> <p>○杭地業、鉄筋コンクリート、鉄骨の工事監理に関する解説書を用いて工事監理業務に係る講習会を実施する。</p> <p>○賠償責任保険の加入について、会誌に解説を掲載し、啓発を図る。</p>	<p>実施中</p> <p>実施中</p> <p>随時実施</p> <p>継続して実施</p>
全国建設労働組合総連合東京都連合会	<p>工事監理業務の適正化を図るため、設計者、施工者等に研修等を実施する(住宅性能保証制度、団体検査員講習、耐震診断・補強講習等)。</p>	<p>実施中</p>

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)住宅生産団体連合会	○連合会主催のセミナーで適正な工事監理業務について周知徹底を図る。各構成団体においても、独自に講習会等を実施する。	随時実施
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	○施工計画等の報告に関する実務講習会を実施し、建築工事の品質管理及び検査に係る工事監理能力の向上を図る。	毎年2回実施

## 2 中間検査及び完了検査の的確な実施

### (1) 確認検査体制の強化・充実

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	○「東京都指定確認検査機関連絡会」を開催し、指定確認検査機関相互の連絡調整を行い、確認検査業務の適正な執行と円滑な運営を図る。	実施中

### (2) 中間検査及び完了検査の的確な実施

#### 1) 中間検査の的確な実施

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)東京都建築士事務所協会	○中間検査の手続について会員にファックスニュースで特集号等を随時発行するほか、会報に掲載する。	随時実施
	○管理講習会等で中間検査制度について説明する。	随時実施
(社)東京建築士会	○中間検査マニュアルを改訂し、一層の周知を図る。	随時実施

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	○中間検査の手続について、会報に掲載し、会員に対し実行の周知徹底を図る。	実施中
(社)日本建築構造技術者協会	○「JSCA規準 建築構造監理指針」に中間検査の意義を明示し、実行の徹底を図る。	実施中
(社)住宅生産団体連合会	○連合会主催のセミナーで中間検査制度について指導を行う。説明会テキストには中間検査申請書等を加える。  ○各特定行政庁の特定工程の指定状況等を調査し、ホームページに掲載するとともに会誌で周知を図る。	実施中  実施中
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	○確認済証交付時に、中間検査など必要な手続について設計事務所等へ説明をするとともに、確認申請書の副本に案内と必要書類を添付する。	実施中

## 2) 完了検査の的確な実施

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)東京都建築士事務所協会	○建築基準法の各種手続について、ファックスニュース、会報で会員に周知する。  ○管理講習会等、で建築基準法の各種手続について説明する。	随時実施  毎年1回開催
(社)東京建築士会	○建築基準法の各種手続について、会報、HPを通じて会員への周知徹底を図る。	実施中
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	○建築基準法の各種手続について会報に掲載し、会員に対し実行の周知徹底を図る。	実施中
(社)日本建築構造技術者協会	○「JSCA規準 建築構造監理指針」に完了検査の意義を明示し、実行の徹底を図る。	実施中
(社)住宅生産団体連合会	○連合会主催のセミナーで建築基準法の各種手続について指導を行う。	実施中
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	○確認済証交付時に、完了検査の受検など必要な手続について設計事務所等へ説明をするとともに、確認申請書の副本に案内と必要書類を添付する。	実施中

## 3) 他制度との連携による検査済証取得の徹底

団体名	実施する施策	実施スケジュール
住宅金融公庫 首都圏支店 (平成19年4月1日より、独立行政法人住宅金融支援機構)	○住宅金融公庫の融資に、検査済証取得を要件にする。  ○「フラット35」の工事検査に、検査済証取得を要件にする。	実施中

### 3 違反建築物対策の総合的な推進等

#### (1) 建築士等の処分の強化及び適正な業務の確保

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)東京都建築士事務所協会	○指定法人である上位団体の日事連とともに研修会・講習会を実施する。	実施中
	○建築主等からの苦情処理について、指導委員会を開設し、苦情相談業務及び苦情処理業務を実施する。	実施中
	○会の倫理規程、懲戒規程について、会誌により周知徹底を図る。	実施中
	○建築基準法及び建築士法違反に対し、会の倫理規程、懲戒規程に基づき、倫理委員会において調査の上、厳正な処分を行う。	実施中
	○建築士事務所の業務の適正な執行について、全会員に周知徹底を図る。	実施中
(社)東京建築士会	○策定済みの倫理規定について、会誌、HP等により周知徹底を図る。	継続して実施
	○週1回無料建築相談を実施する。	実施中
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	○「対市民建築相談室」にて建築主からの苦情処理等に対応する。	実施中
	○会員に対する「苦情処理窓口」を開設し、消費者対応を強化する。	実施中
	○会の「倫理規程・行動規範」「建築家職能原則五項目」の遵守徹底を図る。	実施中
(社)日本建築構造技術者協会	○竣工後の建築物の構造性能に関する苦情処理に対応する。	実施中
	○倫理規程及び行動規範を作成する。	実施中
(社)住宅生産団体連合会	○一部の構成団体において個別に苦情処理の相談窓口を開設し、対応を図る。	実施中

(2) 違反建築物摘発の強化

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)東京都建築士事務所協会	○会の広報機関を通じ、都民に対し違反建築物の防止を呼びかけ、また、工事監理の必要性について記載する。	実施中
(社)東京建築士会	○「違反建築物をなくそう」運動を展開するなど、違反建築物の予防啓発を図る。	随時実施
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	○会報等によりPRを行い、違反建築物を造らないようモラルの向上を図る。	継続して実施
(社)全日本不動産協会東京都本部	○9条命令等の処分があった建築物の情報について、支部役員会で情報提供を行う。	随時実施
	○違反建築物を造らないための未然防止策として、広報誌やホームページを通して会員に周知する。	随時実施
(社)東京都宅地建物取引業協会	○9条命令等の処分があった建築物の情報について、本部自主規制委員会で受け付け、その建築物の所在する支部(都内33支部設置)に通知する。	実施中
	○違反建築物を未然に防止するための会員に対する研修会の実施	随時実施

4 建築物の適切な維持保全

(1) 定期報告制度の適切な運用

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	○会報等により、定期報告制度についてのPRを行う。	継続して実施

(2) 建築物の適切な維持管理

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	○会報等により、建築物の所有者、管理者に対し、啓発を行うよう会員に周知徹底する。	継続して実施
住宅金融公庫 首都圏支店 (平成19年4月1日より、独立行政法人住宅金融支援機構)	○フラット35を利用し、新築・購入した者に、公庫作成の「住宅維持管理履歴簿(「ご受付をされたみなさまへ」の中に掲載)」を配布	実施中

5 情報提供及び連絡調整

(1) 建築手続等の広報・普及啓発

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)東京都建築士事務所協会	○無料建築相談を週一回開催する。 ○街頭建築相談会を支部ごとに開催し、都民への啓発に努める。 ○建築士事務所キャンペーン事業(セミナー、展示会等)において、都民にPRする。	実施中 毎年1回実施 毎年1回実施
(社)東京建築士会	○週1回無料建築相談を実施する。 ○会誌、HP等を通じ、普及啓発を図る。	実施中 随時実施
(社)日本建築家協会関東甲信越支部	○「対市民建築相談室」にて、広報、普及啓発活動を行う。 ○ホームページに建築手続等について掲載する。	実施中 実施中

団体名	実施する施策	実施スケジュール
(社)住宅生産団体連合会	<p>○一般向け「知って安心、住まいづくりのポイント(住まいの法律編)」を刊行し、普及啓発に努める。</p> <p>○一部の構成団体において、個別に一般向け相談窓口を開設し、建築手続等の普及啓発に努める。</p>	<p>実施中</p> <p>実施中</p>
(社)全日本不動産協会東京都本部	<p>○一般消費者向け街頭無料相談会を開催する。</p> <p>○法定研修会において会員に対し、建築手続等の広報、普及啓発を行う。</p> <p>○週1回本部に一般消費者及び会員向けの相談室を設ける。</p>	<p>毎年15回実施</p> <p>毎年実施</p> <p>実施中</p>
(社)東京都宅地建物取引業協会	<p>○本部に一般消費者・会員向け無料相談所を設置する(毎週月曜日～金曜日)。</p> <p><b>都内設置の33支部と区・市が連携した一般消費者向けの常設の相談室を区役所等に設置する。</b></p> <p><b>一般消費者向けの街頭無料不動産相談を都内19カ所で開催する。</b></p> <p>○法定研修会及び広報誌を利用して、建築手続等の広報、普及啓発を行う。</p>	<p>実施中</p> <p>随時実施</p> <p>実施中</p> <p>実施中</p>
住宅金融公庫 首都圏支店 (平成19年4月1日より、独立行政法人住宅金融支援機構)	<p>○一般消費者に対し、窓口、イベント及びセミナーの場でパンフレット等の配布や建築基準法手続の説明、紹介を行う。</p> <p>○ホームページに建築手続等について掲載する。</p>	<p>実施中</p> <p>実施中</p>